



有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

V o l . 1 0 5 2 0 1 3 年 0 9 月 1 9 日

ミャンマー商標法の制定

ミャンマーは、1994 年に世界貿易機関(WTO)に加盟し、1997 年に ASEAN の加盟国となり、知的所有権の貿易関連条項に関する協定並びに知的所有権協力に関する ASEAN 枠組み協定の条項を発効させて知的所有権を保護する姿勢を示した。

ミャンマーにおいて特定の知的所有権法がないが、現在、商標法の草案を作成中であり、2013 年末までには公布する予定である。また、ミャンマー知的財産局も政府機関として設立されることになっている。商標法案の要点は以下の通りである。

保護範囲:

商標、役務標章、団体標章、証明標章及びシリーズ標章を保護する。

標章の定義:

標章は音声、匂い及び触感など知覚できるサインを含む。

多区分制:

商品・役務の多区分出願を認める。

先願制度:

先願制度を採用する。

優先権:

ミャンマーが加盟している国際又は地域機関の加盟国における商標出願に基づく、その出願日から 6 ヶ月以内の優先権出願を認める。

異議申立:

異議申立は公告期間に提起できる。

審判請求：

登録官の決定に不服な場合はミャンマー知的財産局に審判を請求できる。また、更に権限ある省又は最高裁判所に上訴することができる。

権利期間：

登録の有効期間は出願日から10年で、10年毎に更新できる。更新は満了日の6ヶ月以内に申請しなければならないが、遅延料を納付すれば満了後6ヶ月以内に申請できる。

使用許諾：

商標使用許諾はミャンマー知的財産局に登録しなければならない。

不使用取消：

登録後継続して3年間使用されていなければ商標登録の不使用取消を請求できる。

経過措置：

ミャンマーにおいて商標法はないが、現行の登録制度の下で商標権が保護されている。商標法が施行された後、それらの登録は施行日から3年間は保護を受けるが、3年以内に新法の下で出願しなければ、その保護は終了する。

現行登録制度から商標法での保護への移行：

現行の登録制度で登録された商標の保護を継続させるには商標権者は商標法の施行日から3年以内にミャンマー知的財産局に係る商標を出願しなければならない。登録官はその出願の絶対理由を審査し、絶対理由に基づいて拒絶されなければ、受領書が発行される。登録官はそれから新商標法に基づいてその受領書が正しく発行されたかを審査し、商標出願が基準を満たしていれば登録証が発行される。さもなければ、受領書が取り消される。

対応策：

現行の登録制度で商標が登録されていない場合は、商標法の施行を待たずに、現行の登録制度で直ちに登録手続きをしておくことをお勧めします。現行の登録制度で登録しておけば、新商標法の下で優先した保護を受けられるものと思料致します。

(情報提供:Tilleke & Gibbins)